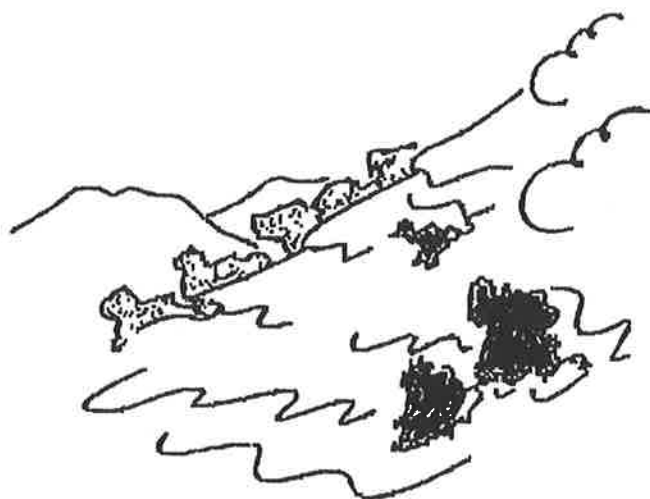


1 2月の大雪により

農業被害にあわれた

農業者の皆さまへ



平成26年12月5日未明から降り続いた大雪の影響により、農業被害に遭われました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

東みよし町では、農業用ハウスの倒壊など被害にあわれた農業者の方に対して、被害状況の調査を順次行っております。

被害にあわれた方は、平成27年1月27日（火）までに、東みよし町役場産業課へ電話報告をお願いします。

【お問い合わせ先】

東みよし町役場 産業課

電話 79-5339

みよし
地域包括
支援センター

特集 消費者被害について

第5回 クーリング・オフの手続き

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘等で商品などの契約後も、一定の条件のもとで消費者からの解約を認める制度です。今回は、解約の際の具体的な方法をご紹介します。

< クーリング・オフの方法 >

- ①取引により定められた期間内に、書面で通知を行います。郵便局の窓口で、発信日が証明されるサービス（特定記録郵便・簡易書留・書留・内容証明）を利用して発信します。
- ②「契約を解除する」旨を記入し、状況によっては、支払い済み代金の返金、商品の引き取りなども求めます。
- ③はがきの両面をコピーし、郵便局の受領証とともに保管します。
- ④クレジット契約をした場合は、信販会社にも「契約を解除する」旨を通知します。



< はがきによる通知の例 >

-
 ○○県○○○市○○町○番地
 ××××株式会社
 代表者様

契約の解除通知

契約年月日 平成○年○月○日
 商品名 ○○○○
 販売会社名 ××××
 右契約を解除しますので通知します。
 平成○年○月○日
 住所 △△△△
 氏名 □□□□

【注意】

- 発信日が証明される方法で発信します。
- クレジット契約を結んで商品などを購入した場合は、クレジット会社と販売会社に同様の通知を送ります（クレジット会社へ1通、販売会社へ1通、計2通のはがきを送る）。
- 発信前に必ず両面コピーをとり保管します。

クーリング・オフは取引の形態によって実施できる期間が決まっています。早めに手続きを行うことが大切です。分からない時には、当センターまでご相談ください。

みよし地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です。適切な窓口につなぐお手伝いをさせていただきます。お気軽にご連絡ください。

東みよし町支所	76-5580	本所（池田）	72-5877
祖谷支所	87-2088	三野支所	77-2882

大人のマナー講座

あなたも話し方美人

参加費無料

新年、気持ちもあらたに新しいことにチャレンジしてみたい。
新しい出会いが多くなる時期にあわせてキレイな話し方を身につけたい。
ちょっとした意識を持つだけで、あなたの印象が変わります。
話し方のコツを楽しく学びませんか？

内容

- 1部 第一印象をアップさせましょう
- 2部 電話美人になりましょう
～明るい声の出し方～
- 3部 講師と参加者の座談会
情報共有の場～気軽に語り合いましょう～



開催日時

平成27年

1/27(火)

10:00～12:00

場所

テレコメディア
東みよし町ふるさとコールセンター
徳島県三好郡東みよし町屋間3673-1
東みよし町役場三好庁舎 3階

◆問合せ先

東みよし町産業課 商工担当（雇用対策）
TEL：0883-79-5345

対象

どなたでもお気軽にご参加ください。
・就職活動中の方
・主婦の方
・話し方を学びたい方

申込方法

電話、またメールにて事前お申込み
お願いします。
TEL 0120-270-270（平日9時～18時）
E-mail wakuwaku@telecomedia.co.jp

～テレコメディアは子育て支援企業です～
TELECOMEDIA



株式会社テレコメディア徳島コールセンター
〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1
TEL:088-657-2000（平日9時～18時）